

奈良市と奈良女子大学との地域の産業振興についての

相互協力・連携に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学（以下「乙」という。）は、地域の産業振興について、相互協力・連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力し、甲における地域の産業振興と経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（協力・連携を行う事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に協力し、及び連携するものとする。

- （1） 甲による域内産業政策の推進に関する事項
- （2） 甲の域内企業による、乙との共同開発、共同研究などの促進に関する事項
- （3） 乙の学生及び卒業生の、甲の域内企業への就職に関する事項
- （4） 乙の学生に対する共同教育・社会実装教育などの推進に関する事項
- （5） 甲の域内における地域の課題解決に関する事項
- （6） その他本協定の推進のために必要な事項

2 甲及び乙は、前項の各項目において協力・連携を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条の協定事項を効果的に推進し、かつ相互の連絡調整を円滑に進めるため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力において知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、既に公知であった情報及び公知となった後の情報を除き、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、

本協定の有効期間が満了する日の前月の末日までに甲又は乙から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後も同様に扱う。

(協定内容の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 甲及び乙は、本協定で定める事項の実施及び目的の遂行に当たっては誠意をもって履行するものとし、本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事案については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月30日

甲 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市

奈良市長 仲川 げん

乙 奈良県奈良市北魚屋東町
国立大学法人奈良国立大学機構
奈良女子大学

学長 今岡 春樹